

令和2年4月30日  
兵 庫 県

## 新型コロナウイルス感染症に関する 事業者の皆様への支援制度のご案内

平素より本県の県政推進につき、格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症について、政府は昨今の感染拡大の状況を踏まえ、4月7日付けて特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。また、県では5月6日までの間、一部の事業者の皆様に対して休業等の要請を行っており、感染拡大の防止と県民生活の安定に県の総力をあげて取り組んでいるところです。

国及び県では企業の事業継続、雇用維持を支援するため、各種の取組を行っております。日々事業を拡充しておりますので、会員企業の皆様への周知にご協力をお願いいたします。

今後も国や関係機関と緊密に連携しながら、事業継続、雇用維持に向けて迅速に対応するとともに、情報提供に努めてまいります。

### 記

#### 1 資金繰りの支援

- 中小企業融資制度による対応（兵庫県）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設（5月1日～）  
3年間無利子、保証料負担軽減
  - ・ そのほか、新型コロナウイルス対策貸付、危機対応貸付、経営活性化資金、借換等貸付を提供  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona\\_support2.html#coronasupport2-1](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support2.html#coronasupport2-1)
  - ・ 特別相談窓口（ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/kinyuusoudanmadoguchi.html>
- 政府系金融機関による対応
  - ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度（当初3年間無利子）  
<https://www.jfc.go.jp/>（日本政策金融公庫）  
<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>（商工中金）

## 2 雇用維持の支援

- 雇用調整助成金の活用（厚生労働省）
  - ・ 休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、一定の要件を満たす場合、助成率を10／10に引き上げ（5月上旬詳細発表）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)
  - ・ 兵庫労働局特別労働相談窓口・ハローワーク助成金デスク  
[https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/madoguchi\\_annai\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/madoguchi_annai_00002.html)

## 3 休業要請に応じた事業者への給付金

- 休業要請事業者経営継続支援事業（兵庫県）
  - ・ 県の休業要請に応じて、対象施設を期間中休業しているとともに、令和2年4月又は5月の売上が、前年同月比50%以上減少している県内中小企業等に、最大で中小法人100万円、個人事業者50万円を支給  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>

## 4 感染症の影響で売上が減少した事業者への給付金

- 持続化給付金（経済産業省）
  - ・ 感染症の影響で、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に、最大で法人200万円、個人事業主100万円を支給  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

## 5 その他

新たな事業展開や職場環境整備への支援を含め、各種施策について、県HPで紹介  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona\\_support\\_top01.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top01.html)

### 【添付資料】

- (1) 兵庫県中小企業融資制度
- (2) 県・市町協調による休業要請事業者経営継続支援事業
- (3) 中小企業のための特別相談窓口